

〇〇大学医学部附属病院病理診断科 病理研修プログラム管理委員会規則

平成27年4月1日作成

1. (名称) 本委員会を〇〇大学医学部附属病院病理診断科病理研修プログラム管理委員会と呼称する。
2. (目的) 〇〇大学医学部附属病院病理診断科病理研修プログラム管理委員会（以下本委員会）は〇〇大学医学部附属病院病理診断科を基幹型施設とし、連携型施設であるA病院、B病院およびC病院との間において病理専攻医として研修を行う医師に関し、研修プログラムなど各種規定を立案・作成する。専攻医および指導医の評価や臨床研修に関わる環境についても討議する。
3. (委員の構成) 本委員会には委員長1名と数名の委員を置く。
4. (委員長) 委員長は基幹型施設である〇〇大学医学部附属病院病理診断科長の任命によって決定される。委員長は〇〇大学医学部附属病院病理診断科と、連携型施設であるA病院、B病院およびC病院の病理診断科の常勤医師により選定される。
5. (委員長の任期) 任期は特に定めない。
6. (委員) 委員は内部委員と外部委員からなる。
7. (内部委員) 内部委員は〇〇大学医学部附属病院病理診断科と、連携型施設であるA病院、B病院およびC病院の病理診断科の常勤医師より選定される。
8. (外部委員) 外部委員は〇〇大学医学部附属病院病理診断科と連携型施設であるA病院、B病院およびC病院の病理診断科以外の常勤職員（細胞検査士や病理担当臨床検査技師など）より構成される。また各施設の常勤職員ではない院外知識人からも選定される。
9. (委員の任期) 任期は特に定めない。
10. (委員会の招集) 本委員会は必要に応じ委員長が招集する。原則的に各年度末及び専攻医が一つの施設での研修を終了した時点でその評価を行うために委員を招集して開催する。また専門研修最終年度末には専攻医の総合的評価と修了判定を行う。
11. (委員会採決) 委員会は定数の半数以上の出席で成立する。出席者の三分の二以上の賛成を持って採決とする。
12. (事務局) 本委員会の事務局は〇〇大学医学部附属病院病理診断科におく。
13. (議事録) 本委員会が開催されるごとに議事録を作成し、事務局で保管する。

附則 この規程は平成27年4月1日から施行する。